

○国土交通省告示第千二百九十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十二条ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を次のように定める。

令和六年十一月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- 二 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設け

る場合であつて、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。